

介護老人保健施設マチュアハウス横越 介護予防短期入所利用料金表

①介護予防短期入所療養介護費(単位数)				
		要支援1	要支援2	備考
【基本型】	従来型個室(I)-i	579	726	在宅復帰・在宅療養支援等指標(裏面参照)の合計値等により型が決まります。 40以上:【加算型】、20以上:【基本型】、 20未満:【その他型】
	多床室(I)-iii	613	774	
【その他型】	従来型個室(IV)-i	566	711	
	多床室(IV)-ii	601	758	

②加算部分(単位数)				
		1日につき	備考(算定要件概略など)	
夜勤職員配置加算		24	夜勤(夕食、朝食含む)時間帯に職員を手厚く配置。	
個別リハビリテーション実施加算		240	多職種で共同して個別リハビリテーション計画を作成し、この計画に基づき個別リハビリテーションを実施した場合。	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)		51	在宅復帰・在宅療養支援等指標が40以上等である場合。地域に貢献する活動を行っていること。老健短期療養介護費(I)の【基本型】を算定していること。	
口腔連携強化加算		50	口腔の健康状態を評価実施し、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援専門員に対し情報を提供した場合に、1月に1回に限り所定単位数を加算する。歯科訪問診療料の算定実績のある機関との体制を確保していること。	
送迎加算		184 (片道につき)	利用者の心身の状況、家族等の事情等からみて送迎が必要と認められる利用者に対して、居宅と当施設との間を送迎する場合。	
療養食加算		8 (1日につき3回限度)	食事の提供が管理栄養士等によって管理されている場合。	
緊急時施設療養費		518	入所者の病状が重篤になり、救命救急医療が必要な方に対して応急的な治療管理として投薬、検査、注射、処置等を行った場合。1月に1回、連続する3日限度。	
サービス提供体制強化加算(I)及び(II)及び(III)		22及び18及び6	(I) 介護職員総数のうち、介護福祉士80%以上配置 (II) 介護職員総数のうち、介護福祉士60%以上配置	
介護職員等処遇改善加算(I)		1月に算定した所定単位数の	7.5%	介護職員等の処遇改善のため。 処遇改善 I:7.5%、II:7.1%、III:5.4%
生産機能向上推進体制加算(I)及び(II)		100及び10	利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員負担軽減の方策検討の委員会開催や改善活動の実施。見守り機器、テクノロジーの導入。	

③その他費用(保険外部分)		
滞在費(非課税) *1	従来型個室2,070円 多床室750円	水道光熱費の実費負担部分です。
食費(非課税) *1	2,000円	朝食500円、昼食690円、おやつ130円、夕食680円となります。
特別室料	A棟個室1,870円 B棟個室・2人部屋1,320円	4人部屋の場合、特別室料はありません。
日用品費(非課税)	240円	バスタオル・タオル(入浴用)おしぼり等のクリーニング料及びトイレトペーパー等の使用料となります。
電気使用料	55円/日・点	テレビ・ラジオ・電気毛布 等持ち込み利用の場合
	500円/月・点	携帯電話・ひげそり 等持ち込み利用の場合
クリーニング代(大)	260円/枚	
クリーニング代(中)	144円/枚	
クリーニング代(小)	60円/枚	
ドライクリーニング	165~770円	
理容料(非課税)	1,000~6,000円程度	

*1 負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている金額になります。

※この他にもご利用者やご家族からの依頼により、日常生活品を購入した場合等に実費を徴収する場合がありますのでその都度ご相談ください。

※滞在費については、外出外泊等の場合でも必要です。

※外出外泊等でお食事を中止する場合は、3日前までにご連絡ください。急な中止の場合、食費を徴収する場合があります。

≪1日あたりの利用料金の計算方法≫

(①+②の該当項目の単位数) × 10.14 の1割(又は2割、又は3割)と、③の該当項目の料金の合計
(端数処理が発生するため合計が多少異なることがあります)

ご利用される方の状態によっては、医師の判断があれば個室利用時でも多床室の料金となる場合があります。

介護老人保健施設マチュアハウス横越 介護予防短期入所利用料金表

地域区分(新潟市)7級地 1単位=10.14円

介護予防短期入所療養介護費の 算定要件について	超強化型	在宅強化型	加算型	基本型	その他型
	在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅱ)		在宅復帰・在宅療養 支援機能加算(Ⅰ)		
在宅復帰・在宅療養支援等指標	70 以上	60 以上	40 以上	20 以上	左記の要件を 満たさない
退所時指導等	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	
リハビリテーションマネジメント	要件あり	要件あり	要件あり	要件あり	
地域貢献活動	要件あり	要件あり	要件あり	要件なし	
充実したリハ	要件あり	要件あり	要件なし	要件なし	

在宅復帰・在宅療養支援等指標:各評価項目(A~J)の合計(最大90)								
A. 在宅復帰率	50% 超	20	30% 超	10	30%以下	0		
B. ベッド回転率	10%以上	20	5%以上	10	5%未満	0		
C. 入所前後訪問指導割合	35%以上	10	15%以上	5	15%未満	0		
D. 退所前後訪問指導割合	35%以上	10	15%以上	5	15%未満	0		
E. 居宅サービスの実施数	3サービス	5	2サービス (訪問リハ 含む)	3	1サービス	2	0サービス	0
F. リハ職専門の配置割合	5以上 (PTOTSTい ずれも配置)	5	3以上	3	3未満	0		
G. 支援相談員の配置割合①社福士配置	①3以上	5	②3以上	3	2以上	1		
H. 要介護4または5の割合	50%以上	5	35%以上	3	35%未満	0		
I. 喀痰吸引の実施割合	10%以上	5	5%以上	3	5%未満	0		
J. 経管栄養の実施割合	10%以上	5	5%以上	3	5%未満	0		

G. の①は社会福祉士の配置あり②は配置なしの場合2未満は0

評価項目	算定要件
退所時指導等	<p>a: 退所時指導 入所者の退所時に、当該入所者及びその家族等に対して、退所後の療養上の指導を行う。</p> <p>b: 退所後の状況確認 入所者の退所後30日(要介護4・5については、2週間)以内に、その居宅を訪問し、又は居宅介護支援事業者から情報提供を受けることにより、在宅における生活が1月以上継続する見込みであることを確認し、記録する。</p>
リハビリテーション マネジメント	入所者の心身の諸機能の機能回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行う。
地域貢献活動	地域に貢献する活動を行う。
充実したリハ	少なくとも週3回程度以上のリハビリテーションを実施。